

海外経済要録

国際機関

◇ガット第14回総会の開催

ガット（関税および貿易に関する一般協定）第14回総会は5月11日からジュネーブにおいて37締約国（注1）参加のもとで開催され、1960年9月以降に予定される第5回多角的関税引下交渉会議の手續、西ドイツの輸入制限撤廃問題などを決定、同30日閉会した。

今回の総会は欧州諸国通貨の交換性回復後初の総会であり、米国内閣の悪化、米国内保有金の海外流出などを背景としたものであつたが、開会初頭ビール米代表が「交換不能通貨が交換可能通貨に道を譲つたように、差別主義は今や無差別と多角主義とに道を譲るべきである」として各国の対ドル輸入自由化を要請したことは、このような国際経済の画期的な進展を反映したものと興味深いところであつた。対ドル輸入自由化という問題は各国にとつて容易なことではないが、総会会期中、英国およびオランダが対ドル輸入の大幅自由化を発表し注目された。

西ドイツは周知の通りすでに対ドル輸入を大部分自由化しているが、同国近年の国際収支好調にかんがみ、かねてガット協定第12条による輸入制限を行なう理由なしとして制限の撤廃を求められていた。今次総会でもこれが検討され、その結果ガット協定第25条に基づき、①西ドイツは原則としてその輸入を自由化する、②この自由化は一応向こう3年間に段階的に実施する、③一部の農産物については若干の制限の維持を認める旨の決定が採択された。実施状態は1962年の総会で改めて再検討される予定である。

第5回多角的関税引下交渉会議は、①欧州共同市場の発足に伴う共通関税の設定と、②米国の1958年互恵通商協定延長法による20%の関税引下権限付与とにより、開催の機運が熟しつつあつたものである。総会ではこれにつき関税交渉を2期にわかれ、まず60年9月から共同市場参加国の共通関税設定に伴う関税譲許の修正を行なう交渉を開き、次いで61年1月から米国の関税引下げを中心とした多角的交渉会議を行なうこととした。この関税引下交渉会議は56年ジュネーブで開かれた第4回会議に次ぐ第5回目のもので、前後15か月の期間に及ぶものと予測されている。

懸案の対日35条援用問題（注2）については、河崎日本代表はこれが貿易自由化の原則に反すること、日本は諸国とのガット関係において秩序ある行動をとつており35条を援用されるべき理由はないことなどをあげて、強くその撤回

を要請した。米国内およびカナダ代表は河崎代表の発言を支持して諸国に援用の撤回を要請したが、この問題は結局例年の通りなんらの進展をみないまま再び次回総会に持ち越された。

なお、第15回総会は東京において来る10月26日から4週間の予定で開催される。この総会では第13回総会以来久々に各国関係関係の参加する高級な会議が行なわれる予定である。

（注1） 37締約国のほか、スイス、カンボジアは前総会で、ユーゴ、イスラエル両国は今次総会で、それぞれ準締約国となつた。

（注2） 対日35条援用国は、英国、フランス、ベネルックス3国、オーストリア、豪州、ニュージーランド、マラヤ、南阿、ローデシア、ガーナ、ハイチ、キューバの14か国である。

米 国

◇米国の公定歩合引上げ

5月28日、ニューヨーク連邦準備銀行ほか4連銀は、公定歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引き上げて $3\frac{1}{2}\%$ とし、翌29日より実施する旨発表した。 $3\frac{1}{2}\%$ という水準は前回ブームの末期、1957年夏のそれと同じである。各連銀の公定歩合引上げの実施状況は次の通り。

5月29日から実施……ニューヨーク、シカゴ、セントルイス、ミネアポリス、ダラス。

6月2日から実施……ボストン、アトランタ。

〃 5日から実施……フィラデルフィア、カンサスシティ。

〃 11日から実施……サンフランシスコ。

〃 12日から実施……クリーブランド、リッチモンド。

◇米国の株式信用取引規制強化措置

連邦準備制度理事会は、昨今の引続く株式市場の活況にかんがみ、株式信用の過度の利用をより効果的に抑制するために、現行の株式信用取引規制方式を改正・強化し、6月15日から実施することとした。現在、ブローカー、ディーラーの対顧客信用については規程Tにより、銀行の証券金融に関しては規程Uにより、それぞれ理事会の規制が行なわれており、株式証拠金率も昨年8月と10月の2回にわたり50%から90%まで引き上げられているが、証拠金率のこれ以上の引上げは事実上不可能とされているため、今回前記規程TおよびUの技術的改正を行なつたものである。

改正の内容は信用取引の技術的細目にわたるものであるが、そのねらいと大要は以下の通りである。

(1) 規程T関係(証券業者の対顧客信用の規制)

連銀の定める株式証拠金率は信用の新規供与分のみ適用され、証拠金率引上げ前の信用供与分(いわゆる restricted account)については追加証拠金を徴求せず、かつ株式の売却代金から返済を要する額は少額であつた(要返済率はその時の信用供与限度に等しい率、すなわち現在では10%)。このため証拠金率の引上げによつて株式信用が新規に増大することは抑制しえても、既往の信用残高を減少させることはできず、また規制の趣旨からも従来それは不問に付されてきたものである。今回の改正は、証拠金率引上げ前に供与された信用に基く株式の売却に際し、売却代金の要返済率を現行10%から50%に引き上げることによつて、株式信用残高の漸減をねらつたものである。

(2) 規程U関係(銀行の証券金融の規制)

上記規程Tの改正と同じ趣旨のもとに、株式証拠金率引上げ前に供与した銀行の証券貸出(いわゆる restricted loan)の担保となつている株式の売却に際し、売却代金からの要返済率を引き上げる(現行10%から50%)。とともに、株式証拠金率の適用をくぐつて株式市場に不当に流入する信用を阻止するため若干の規定の強化を図つた(たとえば銀行が証券貸出目的かどうかを厳格に確認すること、転換社債についても株式転換時より適用することなど6項目)。

欧 州 諸 国

◇欧州の石炭鉄鋼問題

年初来紛糾を続けていた欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)の石炭鉄鋼問題(8月号要録参照)は、問題を今後に残しながらも、最近ようやく一応の落着きをみせるに至つた。

1. 石炭問題

ECSC最高機関は3月4日、加盟各国の貯炭累増解決策として、ECSC条約第58条に定める「明白なる危機」対策(最高機関は諮問委員会および閣僚会議の同意のもとに加盟各国に出炭割当、域外からの輸入制限を設定する)を講ずる方針を決定したが、3月19日の閣僚会議の準備会でベルギー、ルクセンブルグを除く4か国はこれに反対の態度を示し、結局5月14日のECSC閣僚会議は「明白なる危機」事態の宣言を否決するとともに、これが解決策として次の事項を決定し、欧州の石炭問題に一応の結末をつけることとなつた。

- (1) ベルギー炭坑に再建資金2百万ドル援助を行なう。
- (2) 失業坑夫援助を続ける。
- (3) ベルギー炭のコスト引下げを目的とするベルギー政府の炭坑補助金支出を認める。

2. 鉄鋼問題

ECSC最高機関は3月17日フランスに対し、フラン切下げにより生じたフランス鉄鋼の割安は正措置(フランスの鉄鋼輸出に対する4%の臨時出国税設定などと伝えられる)を勧告した。これに対しフランスは今日まで勧告無視の態度でなんらの措置も講じていないが、鉄鋼問題は石炭問題ほど重大化することなく推移している。

これはフランス鉄鋼価格割安攻撃の最先鋒であつた西ドイツ鉄鋼業が、最近における内外景況の回復を映じて実際問題としてさして大きな打撃を受けず、これに加えてフランス鉄鋼自体の2%程度の値上げが問題となつており、欧州の鉄鋼問題は鉄鋼市況の堅調化につれて自然解消の形で落着をみる形勢にある。

◇英ソ貿易協定の締結

5月24日、モスクワにおいて英ソ貿易協定(Angro-Soviet Trade Agreement)が調印され、来る7月1日から発効することとなつた。本協定はさる5月12日から英国代表エクルズ商相とソ連代表パトリューチェフ貿易相との間に交渉が続けられていたもので、有効期間は5年である。協定の主な内容は次の通り。

- (1) 貿易品目は、英国側輸出として合成繊維、パルプ、紙、化学、食料品、精糖などの工場施設、製鉄、鋳物、重電機工業設備、オートメーション設備などが、ソ連側輸出として穀物、木材、木製品、パルプ、マンガン鉱、石綿、フェロアロイ、非鉄金属、亜麻などが予定されている。
 - (2) 消費財について初年度(1959年7月1日~60年6月30日)において相互に2百万ポンドの輸入割当を設ける(ソ連が西欧からの消費財輸入を正式に認めたのは今回が最初である)。
 - (3) 英国はソ連に対し輸出信用保証局(Export Credits Guarantee Department)を通ずる信用供与を認めることとする。
 - (4) 英ソ代表は今後毎年ロンドンおよびモスクワにおいて交互に会合して協定の検討を行なうものとする。
- 英ソ間の貿易は最近数年英国の入超となつているが、これはソ連側が輸入を制限しているためである。ソ連は経済拡大7か年計画が進捗中のことでもあり、マクミラン首相の訪ソ後英国資本財に対する引合いはにわかには活発化し、本年すでに20百万ポンドのプラント輸出の成約が伝えられている。ただソ連は輸入ポンド資金の調達に問題があり、①政府信用の供与、②ソ連石油の対英輸出などを提案したが、英国側は①政府信用の供与は英連邦諸国を優先的に取り扱わねばならないこと、②ソ連石油の輸入は石油の世界的過剰傾向から応じがたいことなどの理由からこれを拒否、結局輸出信用保証局を通ずる信用供与を認めること

によつて妥協に達したものとみられている。

本協定による英国側の輸入増加は初年度 20 百万ポンド（年間総額約 80 百万ポンド、昨年は 59.5 百万ポンド）と予想され、他方ソ連側輸入（昨年は 52 百万ポンド）も大幅増加が期待されている。

英国の総輸出に対するソ貿易の比重はわずか 1.6%（1958年）であり、今回の協定は「単に窓を開いたもの」にすぎないとする向き（エコノミスト）もあるが、世界的輸出競争激化の折から産業界は歓迎しており、ことに最近停滞の色濃い繊維産業にとつては大きなプラスになるものと思われ、またソ連国民に西欧資本主義国の生活水準の高さを知らしめる効果もあり、政府当局は「きわめて満足」との意向を表明している。

◇英国のドル物資輸入制限緩和措置

英商務省は 5 月 28 日、ドル物資の輸入制限を大幅に緩和、6 月 8 日から実施する旨を発表した。今回の措置により、ドル地域諸国は若干の例外を除き O E E C 諸国とほぼ同様の待遇を受けることとなる（現在までの英国の輸入自由化率は対ドル地域 75%、対 O E E C 地域 94%）。本措置の内容はおおむね次の通りである。

(1) 輸入割当を全廃するもの

ラジオ、テレビ、レーダー装置、航空エンジン、鉄道車両、船舶、皮革、ゴム製品（タイヤ、チューブなど）、科学・光学機械、書籍、ガラス器具、プラスチック製品、テープレコーダー、レコード、塗料、化粧品、建築材料、家具、敷物、一部の食料品（果物・野菜の一部、堅果、コーヒーなど）。

(2) 輸入割当枠を増額するもの

罐詰および乾燥果物の一部（6,125 千ポンドから 7,685 千ポンドへ）、自動車（600 千ポンドから 1,500 千ポンドへ）。

(3) グローバル方式に切り替えるもの

靴下、運動用具、玩具、文房具、刃物、模造宝石および装身具、紙製品、時計、一部の果物（罐詰、瓶詰を含む）。なおグローバル方式への切替えは次の割当年度（おおむね明年 1 月 1 日）からとする。

政府当局によれば今回のドル物資輸入制限の緩和は、「モントリオール会議における公約の実施」であり、ポンド交換性回復に伴う当然の措置としているが、①最近英国のドル地域向け輸出が好調が続いていること（本年 1～4 月間 114 百万ポンド、昨年同期は 83 百万ポンド）、②英ソ貿易協定の成立に関し米政府当局が遺憾の意を表していること、③共同市場 6 か国が英国に対すすでに差別待遇を実施している際に英国がこれら諸国を優遇し、ドル地域諸国を差別待遇する理由がないこと、などの諸事情が考慮され

たものとみられている。

本措置の英国輸入に及ぼす影響については、①米国製品の競争力の相対的低下、②特惠関税を適用されるカナダを除き一般に関税制限は残されることなどの理由から、一時的に輸入が増加することはあつても間もなく平準化するものと思われ、また、たとえドル地域よりの輸入が多少増加しても、それだけ他地域からの輸入が減少するであろうからさして問題とするにはならず、むしろ本措置によつて最近の米国の英商品に対する輸入制限傾向が緩和されることを期待する向きが多い。

◇英国綿業の再建計画

英国商務省は 5 月上旬、議会に対して綿業再建計画を提出したが、その主な内容は次の通りである。

(1) 老朽過剰設備の廃棄

紡績部門で 12 百万錠（現存設備全体の 50%）、捻糸部門 1.2 百万錠（同 60%）、織物部門 70 千台（同 80%）、完成品部門では 25～40% の老朽過剰設備をスクラップ化する。

(2) 現存設備の近代化

上記廃棄後の残存設備の更新・近代化を図るとともに、新鋭機械を設置する。なお近代化実施の費用は、紡績部門 40 百万ポンド、織物部門 30～40 百万ポンド、合計約 70～80 百万ポンドを要するものとみられている。

(3) 補助金による助成措置

(イ) 政府は過剰設備の除去に要する費用のうち 3/4 を負担し、補助金として支出する。

(ロ) 残存設備の近代化、新鋭機械の据付けに要する費用のうち 1/4 は政府が補助金として支出する。

両者を合わせ政府補助金は総額約 30 百万ポンドに達するものとみられている。

(4) 雇用関係

上記老朽過剰設備除去に伴い解雇される労働者に対し会社は補償金を支払い、上記補助金もこれを条件として交付される。補償金は各部門ごとに強制課金によつて調達される。一方、政府は失業者の就職斡旋に協力する。

(5) 運営機関

再建計画を円滑に遂行させるために綿業委員会（労使利益代表各 4 名、独立委員 3 名）を設置するが、解雇については労使利益代表が加わることは適当でないため特別の委員会（綿業委員会の独立委員 3 名、商務省任命の 2 名）を設ける。

(6) 再建計画の実行

政府は再建計画の立案などについては業界の自主性にまかせてその実現を期待しており、政府補助金は 1959 年 4 月 23 日以後 3 年以内に近代化と設備更新に着手し、5 年以内に完成するものに対して交付される。

◇フランスの貿易・為替自由化措置

フランスは昨年末のフラン切下げ、交換性回復、1月の輸入自由化率引上げ、非居住者資本取引自由化など貿易・為替の自由化措置を進めてきたが、年初来の金・外貨事情の好調を背景として、さらに次の三つの措置を実施した。

(1) 対OEEC地域輸入自由化品目の拡大

5月7日付官報で、OEEC諸国からの特定の合成繊維、綿布、毛製品、鉄合金、染料、ガラス器など77品目の輸入自由化が発表された。

なおビネー蔵相は、年初50%に引き上げ、2月の品目調整により53%となつた対ドル輸入自由化率を、近くさらに若干引き上げる意向と伝えられ、フランスの貿易自由化は今後も徐々に進められる模様である。

(2) 輸入保証金の廃止

1957年6月以来輸入規制のため、輸入業者は輸入申請時に輸入価格の50%の輸入保証金の積立を義務づけられていたが、6月5日から輸入保証金を要しないこととなつた。

(3) 外国銀行券取引規制の緩和

5月15日為替局通達により、外国為替銀行は居住者、非居住者の別なく、またその保有理由などを問うことなく、自由相場で顧客からフランを対価として外国銀行券を買取り、また外国で外国銀行券取引を行なうことが承認された。ただし居住者、非居住者がフランで外国紙幣を買入れることは従来通り認められない。

この措置はフランの完全交換性回復へ一歩を進めたものとして注目されるが、これにより銀行券取引闇市場が消滅し、パリが英、西ドイツ、スイスと並び外国銀行券の国際市場となることが期待されている。

(4) 旅行者持出外貨制限の緩和

6月1日から外国旅行者に対し、1人1年当り5万フラン相当額の外貨とフラン貨25千フランの持出しが認められた。旅行者の通貨持出制限は、外貨については1957年7月以前は100ドル相当額が認められていたが、同年8月83ドルに圧縮、58年5月以降は0とされ、フラン貨については従来2万フランまでとされていたものである。

◇イタリアの対ドル地域輸入自由化率引上措置

6月1日イタリア当局は、ドル地域からの輸入自由化率を実質的に85%へ引き上げた。

従来イタリアの対ドル地域輸入自由化率は70%にとどまっております。繊維製品の16%をはじめ、食料品、鉱産物、鉄鋼、機械などは輸入管理下にあつたが、今次の措置によりこれらはいずれもかなり自由化されることとなつた。このため今後イタリアの企業は生産の上昇とともに、最も有利な市場から良質廉価の輸入物資の買付を行なうことにより製品コストの低下を図ることが可能となり、とくに輸出産

業には多大の寄与をするものと期待されている。

以上のごときドル地域からの大幅な輸入自由化は、昨年末の国際収支の著しい改善によるものであり、また昨年末のリラ貨の交換性回復に続く当然の措置であつて、4月初めごろからポー貿易相より、しばしば自由化率の拡大を考慮中の旨述べられていたものである。

なおイタリアの輸入総額に占める対ドル地域輸入の割合は1957年23.3% (535百万ドル) に達していたが、58年は原料価格の低落、需要の減退からその割合は20.4% (404百万ドル) に縮小した。反面輸出総額に占める対ドル地域輸出の割合は57年の17.5% (278百万ドル) から58年は19.7% (313百万ドル) へ増加しており、このような傾向は最近さらに顕著となり、対ドル地域貿易収支は著しく改善されつつある。

◇ギリシャ、ドラクマの交換性を回復

5月22日、ギリシャ政府はドラクマの一部交換性回復を実施したが、これによりギリシャ在住の外国人および外国に居住するギリシャ国民(非居住者)は、ギリシャの銀行に対しドラクマまたは外国通貨で勘定を開設することができることとなつた。

なお、これによりOEEC17か国中交換性未回復国はトルコ、アイスランドの2国のみとなつた。

上記勘定の貸借記項目は次のごときものである。

貸記項目

1. 外国為替手形
2. ギリシャへの輸入商品の売却代金もしくはサービスの支払代金
3. 「外国勘定」の振替

借記項目

1. ギリシャよりの輸出商品に対する支払
2. 再輸出のための外国為替手形の買入
3. ギリシャ国内におけるあらゆる支出

またこれと同時に、ギリシャ銀行はUSドルの売買レートを対ドル29.90~30.10ドラクマから29.85~30.15ドラクマに変更、5月25日から実施することとした。

◇ソ連、国勢調査結果を発表

5月10日、ソ連閣僚会議付属中央統計局は、さる1月15日ソ連全土にわたつて行なわれた国勢調査の結果を発表した。これによるとソ連の人口は208,826千人で、そのうち男が94百万人、女が114.8百万人である。すなわち男9人に対し女11人の割合となつている。

今回の調査は、1939年に行なわれて以来20年ぶりのものであるが、主な特徴として次の点をあげることができる。

- (1) 人口総数は戦前(1939年、ウクライナとベロルシア

の西部、モルダヴィアおよびバルト3国を含めた推定)の190.7百万人から208.8百万人へ18.1百万人(9.5%)の増加を示したにすぎないが、これは大戦中多数の死亡者を数えたことと、出生率の一時的低下によるものといわれる。

(2) 増加率 9.5%を地域別にみると、ソ連のいわゆる「東部地方」の増加率が著しい。これはいうまでもなくこの地方の開発に伴う人口移動を示すものであるが、中央アジア、東シベリア、極東地方の増加傾向は今後ますます伸びるものといえよう。

東部地方の人口増加率 (%)

ウ	ラ	ル	32
西	シ	ベ	24
東	シ	ベ	34
極		東	70
中央アジア、	カザフスタン		38

(3) 工業人口対農業人口の比は戦前の3:7から、ほぼ折半する比に変つてきているが、これは都市人口の自然増加によると同時に、都市における工業生産の増大、農業機械化による労働生産性の上昇につれて、農村から都市への人口流入が顕著であつたことを示すものである。

都市・農村人口の推移

	(単位・百万人)			A:B	A:C
	人口総数	都市人口	農村人口		
	A	B	C		
1939年	190.7	60.4	130.3	32%	68%
1959年	208.8	99.8	109.0	48	52

アジアおよび大洋州諸国

◇南ベトナムの対フランス金融交渉

南ベトナムは1955年の完全独立以来通貨的にも漸次フラン圏からの離脱を図り、その外貨準備としてもフランス・フランのほか米ドル、英ポンドを同時に保有するようになった。しかし同国の貿易は輸出の60%、輸入の30%が依然としてフランスに対するものであり、また同国向け輸出で受け取るフランス・フランは引続き居住者フランで交換性を与えられていない。

このような事情のもとに、南ベトナム政府はかねてフランス政府に対して最近2回にわたつて行なわれたフランス・フランの切下げにより同国のフラン準備の受けた損失補償を請求し、また交換可能フランによる貿易決済を要求して金融交渉を進めてきたが、4月17日に終了した金融会談の結果、貿易決済を交換可能フランにより行なうことについてのみ両者の了解が成立した。この取決めにより、本年初来停滞しがちであつた対フランス輸出は再び増大するものと予想される。また同国がフラン圏から離脱したのに伴

い引続きラオス、カンボジアもこれに追隨することになるものとみられている。

なお、3月末現在南ベトナムは、外貨準備として米ドル71百万ドル、フランス・フラン58百万ドル(284億フラン)、英ポンドその他14百万ドル、計148百万ドルを保有しているが、フランス・フランのうち約190億フランが居住者フランといわれている。

◇台湾における中華開発信託会社の発足

かねてより新設生産事業への投資機関として設立準備中であつた「台湾開発公司」(仮称)は正式の名称を「中華開発信託股份有限公司」として、予定を繰り上げ(当初7月1日、その後6月1日に変更)5月1日発足した。同公司は資本金80百万円(当初予定140百万円)で、このうち23百万円を中国、交通(各10百万円)および台湾各銀行が出資し、57百万円を民間が出資することとなつている。

主要業務は次のごとくであるが、当面中小企業、とくに輸出産業ならびに外貨節約ないし雇用増大に寄与する産業の援助に重点が置かれるものと伝えられている。

- (1) 中・長期の生産貸付。
- (2) 新設生産事業への投資。ただしその事業が軌道に乗つた場合は持株を売却する。

新設生産事業投資総額は運用資金の50%以内、一事業への投資額は10%以内とする。

- (3) 社債の引受け、売却、代理売却。
- (4) 生産事業の委託により華僑および外国人の台湾投資に関する折衝の代理。
- (5) 生産事業の機器設備購入の保証と代理。
- (6) 生産事業の委託による経営管理の代理。
- (7) 生産事業の委託による設計およびその他協力事項の処理。
- (8) その他投資および信託に関する事項。

同公司の設立は、従来台湾に中小企業を主な対象とする投融资機関がなかつたことにもよるが、同時に米国からの援助資金、とくに開発借款基金の受入も一つの目的となつているものとみられる。すなわち所要資金は、資本金のほか内外金融機関その他からの借入あるいは債券発行によつても調達しうることとなつているが、目下のところ米国開発借款基金から1千万ドル(3億6千万円)の借入、米国援助による小工業貸付約250万ドルの肩代り、米国援助見返資金からの借入などにつき協議中といわれる。なお国内金融機関からの借入としては台湾銀行からの借入が検討されている。

◇台湾における華僑商業銀行の設立

本年2月行政院の内認可を得た華僑商業銀行の設立につ

いては、今般政府代表と各地の華僑代表参加のもとに発起人会を開催、正式な設立準備活動を行なう運びとなつた。同行は海外華僑資本の導入による生産事業の育成を目的とする股份有限公司(株式会社)で、資本金2億元、総株数2百万株、10月末までに第1次払込を完了、11月中旬に発足の予定となつている。

その業務は、通常の商業銀行業務のほか外国為替の取扱、生産交通事業に対する投資などが含まれている。

台湾政府は華僑資本の導入についてすでに1955年11月、華僑帰国投資条例を公布し、その優遇措置を講じているが、今回の新銀行設立もその促進策の一環とみられる。なお中共治下においても同様積極的に華僑資本導入が図られており、すでに公私合営の北京興業、天津、広東、福建華僑の各投資会社が設置されている。

◇豪州中央銀行法改正案の成立

豪州中央銀行制度の改正を主体とする一連の銀行法改正法案(主要法案4、小法案10)はこのほど上院を通過、成立した。

同法案は現政府により1957年10月、58年3月と過去2回にわたつて議会に提出されたが、いずれも上院において労働党の反対にあい否決されてきた。たまたま昨年11月の総選挙の結果、与党たる保守党が上下両院とも過半数を得たことにより2年ぶりに法案の成立をみたものである。同法案の骨子は次の通りである。

(1) 連邦銀行(中央銀行)の機構および業務の再編成

現在の連邦銀行法は1945年労働党政府のもとに制定されたものであり、保守党政府が再度政権を握つた49年以降には2回にわたり部分的改正が行なわれたものの、連邦銀行の組織から分離した連邦商業銀行、連邦貯蓄銀行の運営は依然として連邦銀行理事会により行なわれていた。改正案ではかかる変則的な中央銀行の機構および業務の改革を図り、これを次の通り再編成した。

(i) 連邦銀行は連邦商業銀行、連邦貯蓄銀行の運営を完全に分離して豪州準備銀行(The Reserve Bank of Australia)と改称し、従来の同行中央銀行部、銀行券発行部および農業信用部の業務のみを引き継ぐ。

(ii) 新たに連邦銀行業公社(Commonwealth Banking Corporation)を設立する。同公社は既存の連邦商業銀行、連邦貯蓄銀行および新設される連邦開発銀行(Commonwealth Development Bank)の統括機関となり、同公社理事会がこれら3行の運営をつかさどる。新設さ

れる連邦開発銀行は従来の連邦銀行内部の抵当銀行部および工業金融部の機能を合併したもので、主として1次産品生産者に対する開発貸付業務を行ない(事実上は商業銀行を業務遂行上の代理店として指定する)、その資金源としては資本金(20百万豪ポンド)のほか、議会の承認を経た上で準備銀行から適宜貸付を受けうることとなつている。

(2) 準備預金制度の導入

従来の通貨調節手段であつた特別勘定制度によれば、連邦銀行は各商業銀行に対し、1952年11月以降預金増加額の75%を最高限度として預入を命じることとなつていたが、商業銀行側では、①この比率が高いため、その引上げが急激かつ大幅に行なわれることも予想され、その場合には資金操作上混乱を招くおそれがある、②預入比率は制度として各行必ずしも同一でなくともよいので運用上公平を欠くおそれがある、などの点に強い不満を示していた。

改正案ではこれを準備銀行が商業銀行など(連邦開発銀行を除く)に対し預金残高の一定割合の預入を命じうる通常の可変的支払準備制度に改め、準備率を原則として各行共通の25%とし、45日の予告期間をおいてこれ以上の比率にも引き上げることとした。

◇ニュージーランドの産業開発基金設置

ニュージーランド政府は5月5日、新たに資本財輸入のための産業開発基金(Industrial Development Fund)を設置する旨発表した。これは、ニュージーランド政府が昨年初外貨危機対策として輸入制限を実施して以来、国内製造業者が資本財輸入を制約され、外国系資本の企業より不利な立場に立たされている事態を改善しようとするもので、国内産業の保護を企図した措置とみられる。同基金の内容は次の通りである。

(1) 基金の総額を11百万ポンドとし、向こう2年度間の産業開発に必要な資本設備および原材料輸入資金に充当する(第1年度は5百万ポンドを予定)。

(2) 本基金による輸入は先に決定した輸入ライセンス発給許可計画の別枠とする。

(3) ただし当初から別枠資金を確保することはせず、国際収支の推移を勘案しつつ、輸入予定の範囲内で逐次外貨割当を行なう。

したがつて同国政府は、国際収支上、經常収入によつて本基金の所要資金をまかなうことができない場合は全額を海外借款に依存することもありうるとしている。